

岡上地区にお住まいの皆様へ



令和元年5月

岡上町内会 会長 宮野 敏男  
岡上西町会 会長 二宮 弘史

## 住所の表示方勉強会開催

時下、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、私たちが住んでいる岡上地区は住宅を中心とした市街化区域と、農地の利用や保全を図る農業振興区域を含む市街化調整区域で構成されており、住居の表示については土地の登記のためにつけられた「地番」を利用しています。

「地番」は、一筆の土地ごとに付番されていて、分筆や合筆が行われた土地には飛び番、枝番、欠番が生じていることから、住居の表記としては不完全な面があります。

そこで、よりわかりやすい住所の表示方について市と協議、検討をするため「住所の表示方勉強会」を開催しています。

ご意見等がありましたら下記の間合わせ先までご連絡ください。

<間合わせ先>

川崎市市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課  
電話：044（200）2736

## 1 新たな住所の表し方について

新たな住所の表し方は次の方法があります。

### 案1

町を区切って「町名」を付けたあと、従来通り「地番」を用いて表す方法。  
⇒《住所の表し方》①参照

(例：①町名 + △△△番地□ = 新しい住所)  
地番を用います

効果：住居のある範囲や地域が特定されるため、「地番」に用いた住所の表し方であっても目的地や訪問先が探しやすくなります。

### 案2

建物ごとに「町名」、「街区番号」及び「住居番号」を付番して表す方法。  
⇒《住所の表し方》①～③参照

(例：①町名 + ②街区番号 + ③住居番号 = 新しい住所)

効果：建物に対して順序よく付番するため、目的地や訪問先が探しやすくなります。

### 案3 (市街化調整区域のみ)

市街化区域に編入される等により、居住環境が変わることが見込まれる場合に変更する方法。

効果：市街化調整区域では、住所の見直しを行わなくてもデメリットはなく、居住環境が変わる際に住居表示の実施を検討することで、住所変更を何度も行う必要がなくなります。

## 2 住所変更に関する各種手続きについて

(1) 個人様もしくは法人様が行うもの

### ① 案1及び案2の場合

住所を見直すことによって各種住所変更の手続きが生じます。

- (例)・運転免許証 ・車検証(車、バイク) ・法人登記  
・不動産登記 ・社会保険(国民健康保険以外)  
・マイナンバーカード など

※案1の実施後、再度「住所の表し方」を見直す場合は同じ手続きを改めて行う必要があります。

### ② 案3の場合

住所を見直さないため、手続きする必要はありません。

(2) 新住所に変更する手続きを市が行うもの

住民基本台帳(住民票)、印鑑登録原票(印鑑証明書)、戸籍、土地・建物登記簿の表題部などの各官公署で保管している台帳及び東京電力、東京ガス、水道などの公共サービス。

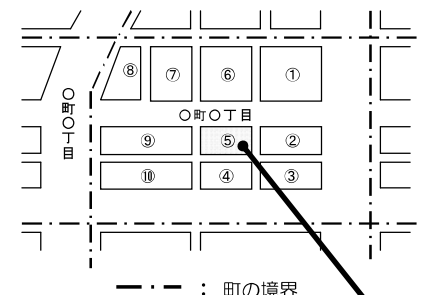
## 《住所の表し方》

### ① 町を区切って「町名」を付け、分かりやすくする

町の境界を道路・河川・鉄道などの恒久的な施設などで区切り、町の区域を整理し、町を分かりやすくします。(例：岡上〇〇丁目など)

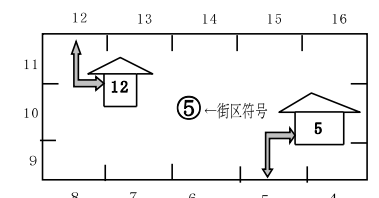
### ② 町をいくつかの区画(街区)に分ける

町の中で、主に道路や水路などを境にして、いくつかのブロックに分け、順序よく番号を付けます。



### ③ 建物に番号(住居番号)を付ける

街区の周囲を一定の間隔で区切り、順番に番号を付けます。  
建物の出入口が接する番号をもって住所とします。



### ☆補足～住居表示(①+②+③)を行なう効果がある地域～

- ・街並みが整っている地域
- ・住宅が多く建ち並び、同じ住所が存在する地域
- ・地番が順序よく並んでいない地域
- ・宅地開発を行う可能性が低い地域